

# 国立大学法人東京医科歯科大学アイソトープ委員会規則

平成16年4月1日  
規則第80号

## （設置）

第1条 本学に、放射線障害の防止及び安全確保に関する重要事項を審議するため、アイソトープ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## （目的）

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) アイソトープの管理に関する事項
- (2) 放射線障害の防止に関する基本的事項
- (3) 放射線施設の安全点検及び新設、改廃に伴う安全審査に関する事項
- (4) その他必要な事項

## （組織）

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 各学部長
  - (2) 各附属病院長
  - (3) 各附置研究所長
  - (4) リサーチコアセンター長
  - (5) 保健管理センター長
  - (6) 附属病院放射線科教授
  - (7) 各放射線施設の放射線取扱主任者
  - (8) その他学長が必要と認める者
- 2 委員は、学長が委嘱する。

## （委員会の委員長）

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選とし、学長が委嘱する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長の指名する者がその職務を代行する。

## （総括放射線取扱主任者）

第5条 委員長は、第3条第1項第7号の委員の中から総括放射線取扱主任者を置くことができる。

- 2 総括放射線取扱主任者は、各放射線施設から定期的に点検報告を受領し、評価するとともに、その結果を委員長に報告する。
- 3 委員長は、前項の評価結果に基づき、各施設長に対し改善勧告を行うことができる。

## （会議）

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。ただし、委任状の提出をもって委員の出席することができる。

2 議事は、出席した委員（委任状を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の出席）

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（庶務）

第8条 委員会に関する庶務は、統合研究機構事務部において処理する。

（雑則）

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日規則第21号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月23日規則第30号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月15日規則第53号）

この規則は、平成23年4月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月30日規則第46号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日規則第24号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

国立大学法人東京医科歯科大学放射線等適正利用管理委員会規則（平成16年4月1日、規則第81号）は、廃止する。

附 則（平成29年7月31日規則第108号）

この規則は、平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。